

佐賀県立特別支援学校 就労サポーター企業制度について

佐賀県教育委員会事務局
教育振興課特別支援教育室

「サポーター企業制度」とは

趣旨

障害のある生徒の職業教育・就労支援において特別支援学校と連携する企業等の活動と功績を社会に周知することにより、広く企業等の関心を喚起し、連携・協力の輪を広げ、もって、特別支援学校と企業等との協働推進体制の更なる充実を図ることを目的とします。

「サポーター企業制度」とは

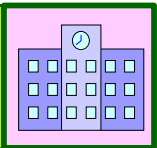
サポートしていただく内容

以下の①から⑦までの項目のうち、いずれか1つ以上の取組についてサポートをしていただきます。

- ① 職場・社会見学、就業体験、企業現場における作業学習の受入れ
- ② 特別支援学校へのジョブティーチャーの派遣及び作業学習等への助言
- ③ 特別支援学校が主催する就労等に関する会議、見学会等への出席・参加
- ④ 特別支援学校が主催する就労等に関する研修会への講師派遣
- ⑤ 教職員の企業等体験研修の受入れ
- ⑥ 特別支援学校生徒の雇用
- ⑦ その他、各特別支援学校の職業教育・就労支援を支援する取組の実施



特別支援学校の生徒への就労支援に関して、地域の企業で働き、地域に貢献する人材の育成を企業等にサポートしていただくために、協力の輪を広げています。



サポート内容に係る取組について

各特別支援学校における取組①

特別支援学校では、障害のある児童生徒が、就労による社会参加を実現するために、以下のような学習や活動に取り組んでいます。

■ 職場・社会見学

児童生徒が、働くことの大切さを知り、自分の進路や将来の生活のイメージを持つことができるよう、企業等で働く人の様子や障害のある人の就労の状況を見学します。

■ 就業体験（現場実習、就業・施設体験）

2～3週間程度の期間、地域の職業現場・施設等で実際的な体験・実習を行い、生徒が、働くことへの意欲や理解を高め進路選択につなげるとともに、働くために必要な力や地域社会で生きていく力を身に付けます。

■ 企業現場における作業学習

年間を通して、毎月2～4回程度、定期的に企業現場で作業学習を実施し、働く経験を積み重ねることで、生徒が将来の職業生活への意識や意欲を高め、働くことの意義や職場でのルールやマナーを知ることにより、卒業後の企業等への就職の推進を図ります。

サポート内容に係る取組について 2

各特別支援学校における取組②

■ ジョブティージャー派遣

企業等の職員を特別支援学校に派遣し、作業学習やキャリア教育について、児童生徒への指導や教職員への助言及び保護者等への講話等を行うことにより、児童生徒の就労に向けた技能や意欲の向上を図るとともに保護者の就労に対する理解啓発を図ります。

■ 教職員企業体験研修

特別支援学校の全教職員が企業現場等で体験研修を行うことで、企業現場の現状や障害のある人の就労状況を把握し、キャリア教育の推進を図るとともに、生徒の就業体験や就職先となる企業を開拓します。

■ 特別支援学校が主催する就労に関する会議等

特別支援学校と企業等、関係機関、保護者が協働体制の構築を図るための「就労支援連絡会議」、職業教育及びキャリア教育を推進するための「県外講師による研修」、特別支援学校の生徒の力や取組を企業等に知っていただくための「企業向け学校見学会」など、就労に関する様々な会議、研修等を実施しています。

「サポーター企業」の登録！

登録までの手続

登録の申込みは、随時受け付けています。
詳しくは、特別支援教育室または、サポート先の
特別支援学校へお問合せください。

申請

審査
認証

登録

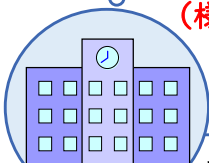
公表

顕著な貢献

パートナーシップ
オフィス

「登録申込書」
(様式2)の提出

「登録依頼書」
(様式1)の提出



特別支援学校

合意



企業等

「登録証」
の発行

「ステッカー」
の交付



登録企業へ

県教育委員会のホームページ等で企業名を公表、サポート内容の詳細等の情報公開

「サポーター企業」の登録 2

登録していただくことで…

サポーター企業の登録により、企業等と特別支援学校のネットワークを強化し、企業や地域に貢献する人材の育成を図ります。また、サポーター企業の中から、障害のある子どもの就労に特に貢献していただいた企業等を「パートナーシップ・オフィス」に認定し、広く社会に知らせます。

